

沖縄防衛局の業務計画に関する達を次のように定める。

平成 23 年 4 月 1 日

沖縄防衛局長 眞部 朗

沖縄防衛局の業務計画に関する達

改正 平成 31 年 4 月 26 日 沖縄防衛局達第 3 号

(目的)

第 1 条 この達は、沖縄防衛局における業務計画の作成に関して、必要な事項を定めるものとする。

(年度業務計画の作成)

第 2 条 沖縄防衛局長（以下「局長」という。）は、各年度において実施する主要な業務について、年度開始前又は予算成立後速やかに年度業務計画を作成するものとする。

2 前項の年度業務計画は、年度方針及び実施計画をもって構成する。

(年度方針の作成)

第 3 条 局長は、計画の対象とする年度の前年度の 1 月末日までに年度方針を作成するものとする。

2 局長は、年度方針を作成するに当たっては、諸規則で定めた各種業務計画と第 4 条で定める実施計画との関連性に留意するものとする。

(実施計画の作成)

第 4 条 各部長、防衛補佐官、会計監査官、労務管理官及び各地方防衛事務所長（以下「各部長等」という。）は、前条の年度方針に基づいて、予算成立後速やかに関係する他の部課等と協議の上、別記様式第 1 により実施計画を作成し、局長に通知するものとする。

(実施計画の実施)

第 5 条 各部長等は、実施計画に対する業務の進行の度合及び業務の実施に重大な影響を与える事項等に配慮して、計画とその実施を調整し、実施計画の円滑な実施を図るものとする。

(実施計画の変更)

第 6 条 各部長等は、実施計画を変更する必要があると認める場合には必要に応じ関係する他の部課等と協議の上、別記様式第 1 により変更実施計画を作成し、局長に通知するものとする。

(実施計画の分析検討、評価の実施)

第 7 条 各部長等は、実施計画に基づく実施結果について、目標の達成状況等を確認し、その確認結果を分析した上、客観的かつ厳格な評価を行い、別記様式第 2 により速やかに局長に通知するものとする。

2 局長は、前項により報告された評価結果について厳格な評価を行う。

(検証)

第 8 条 業務改善に対する検証は、沖縄防衛局における行政考査に関する達（平成 19 年

沖縄防衛局達第 18 号) の定めるところによる。

(改善の実施)

第 9 条 局長は、第 7 条の規定により得られた評価結果に基づき、その改善について必要な措置を講じるものとする。

(委任規定)

第 10 条 この達の実施に関し必要な事項は、総務部長が定めるものとする。

附 則

この達は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 4 月 26 日沖縄防衛局達第 3 号)

この達は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 （第 4 条関係）

〇〇部実施計画（変更実施計画）

施 策 の 項 目	担 当	実 施 す る 時 期				実 施 要 領	予 算 額	根拠法規等	備 考
		1 ／ 四	2 ／ 四	3 ／ 四	4 ／ 四				
(※ 1)	(※ 2)	(※ 3)				(※ 4)	(※ 5)	(※ 6)	(※ 7)

- ※ 1 施策名を記入。
- ※ 2 課内の担当係を記入。
- ※ 3 実施時期及び期間を記入。
期間を示す矢印等の凡例については、下表のとおり。

記号	意味
—————➤	前年度に引き続き実施し、矢印の時期に終了する。
←————	矢印の時期に開始し、次年度に引き継ぐ。
←————➤	矢印の時期に開始し、終了する。
—————	前年度に引き続き実施し、次年度に引き継ぐ。

- ※ 4 以下の項目を記入。
（ 1 ）基本方針、（ 2 ）重点事項（達成すべき目標の設置）、（ 3 ）実施事項（目標を達成するための取組事項）
- ※ 5 予算経費（目細）項目及び予算額を記入。
- ※ 6 該当する根拠法令等を記入。
- ※ 7 複数年計画のものは当該年度の位置付けを記入。また他の項目欄に該当しないもので特記事項があれば記入。

別記様式第 2－1 （第 7 条関係）

項目番号		施策の項目		実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
実施結果の概要					
1 実施方法					
2 目標の達成状況					
3 確認結果の分析					
4 その他					

別記様式第 2－2（第 7 条関係）

項目番号		施策の項目		実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
評価					
1 必要性					
2 効率性					
3 有効性					
4 その他					